

## セキュア IoT アライアンス規約

2017/03/01 作成

### 第1章 総則

(名称)

#### 第1条

本アライアンスの名称は「セキュア IoT アライアンス(英文名: Secure IoT Alliance)(以下「SIA」という。)」とする。

(目的)

#### 第2条

SIA は、IoT (Internet of Things) の今後の大きな普及に対して、セキュリティ対策が社会的な関心を集めていることに鑑み、IoT 向け機器が抜本的なセキュリティを具備できるような仕組みの採用を IoT 関係会社に推進する活動を行う。具体的には、以下の各項目を目的とする。

- (1) IoT セキュリティ仕様(以下「SIA 仕様」という。)の策定と提供。なお、SIA 仕様は以下の機能に関する仕様を含むものとするが、それらだけに限定されない。
  - ・IoT 機器に対する、セキュアなアップデート手法(リモートソフトウェアダウンロードやアップデートなど)
  - ・IoT 機器間、IoT 機器とサーバー間のセキュアな通信
  - ・IoT 機器のアプリケーションの改ざん、暴走、乗っ取り、サイバー攻撃などの防御、検知と回復
- (2) 日本国内および諸外国への SIA 仕様の普及

(活動)

#### 第3条

SIA は前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) IoT 機器が備えるべきセキュリティ対策に関する技術の開発・実証
- (2) SIA 仕様の策定
- (3) SIA 仕様の提供
- (4) SIA 仕様の日本国内および諸外国への普及活動
- (5) SIA 仕様のバージョンアップ
- (6) SIA 仕様に基づき開発・製造された IoT 機器(以下「SIA 製品」という。)を評価し、SIA 仕様に適合していることを認定する活動

- (7) 認定した SIA 製品に、SIA による認定を証する SIA ロゴの使用を許諾管理する活動
- (8) 国内外を問わず、SIA 仕様を認定することを業務とする企業の承認活動および監査活動
- (9) IoT に係るサービスのセキュリティ対策に関する検討と提言
- (10) その他 SIA の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

### 第4条

1. SIA の目的及び事業に賛同する企業、団体、有識者、関係府省庁等を会員とする。
2. 会員の種別は、次の通りとする。
  - (1) ステアリングパートナー： SIA 発足時の発足パートナー5社<sup>1</sup>及びその後本規約により選定された会員であって、SIA 仕様の策定等の第3条第1項各号の活動を推進するパートナーをいう。また、SIA 製品の開発・製造を行うことができる。
  - (2) スタンダードパートナー： 第3条第1項第1号に定める”IoT 機器が備えるべきセキュリティ対策に関する技術の開発・実証”を行うことができると共に、SIA 仕様の開示を受け、SIA 製品の開発・製造を行うことができるパートナーをいう。
  - (3) 有識者会員： SIA の目的に賛同する学術関係者で、SIA の目的達成に貢献できるパートナーをいう。

(入会)

### 第5条

会員になろうとする者は、所定の入会申込書(以下「入会申込書」という。)を SIA 事務局(第9条に定める。以下同じ。)に提出し、次の各号のいずれかの承認を得なければならない。

- (1) 新たにステアリングパートナーとして参加しようとする企業は、ステアリングコミティ(第10条に定める。以下同じ。)の2/3以上の承認を必要とする。ま

---

<sup>1</sup> 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、積水ハウス株式会社、大日本印刷株式会社、株式会社ベンチャーラボ、株式会社 SELTECH

た、新たにステアリングパートナーを募集する場合、当該時点におけるステアリングコミティの2/3以上の承認を必要とする。

- (2) 新たにスタンダードパートナーとして参加しようとする企業は、ステアリングコミティの過半数の承認を必要とする。また、新たにスタンダードパートナーを募集する場合、当該時点におけるすべてのステアリングコミティの過半数の承認を必要とする。
- (3) 新たに有識者会員として参加しようとする者は、ステアリングコミティの過半数の承認を必要とする。ただし、有識者会員数の総数は、20名までとする。欠員が生じた場合、増員を可能とし、募集のタイミングは、スタンダードパートナーの募集と同時期とする。任期は半年間とし、ステアリングコミティで承認された場合に更新する。

(入会金と年会費)

#### 第6条

1. 会員は、SIA の運営及び活動に要する経費を負担するものとし、当該経費にあてるため、SIA への入会金として、ステアリングパートナーは40万円、スタンダードパートナーは20万円を SIA 事務局に納入する。なお、有識者会員の入会金は無料とする。
2. SIA の年会費は当面ゼロとするが、必要に応じてステアリングコミティの承認を持って別に定める。

(退会)

#### 第7条

1. 会員は、SIA 事務局に書面による通知を行うことにより、退会することができる。但し、ステアリングパートナーについては、退会について事前にステアリングコミティの過半数の承認を得た後、交代企業の推薦と当該交代企業の入会についてステアリングコミティの過半数の承認を必須とする。当該交代企業の入会についてステアリングコミティの承認が得られない場合は、ステアリングコミティで、交代企業を選定し、交代企業の SIA 入会を SIA 事務局が遂行する。
2. 会員が、SIA の活動において、SIA の趣旨に反する活動を行ったとき、SIA の活動を阻害するなどの不適切な行為を行ったとき、以下の各号のいずれかに該当したとき、またはその他会員としての活動が不能と認められるときは、ステアリングコミティの 2/3 以上の決定において、当該会員を退会させることができる。この場合、SIA 事務局は、当該退会者に対し、必要な手続を講ずることができるものとする。ステアリングパートナーが、当該退会者となった際は、ステアリングコミティで、交代企業を選定し、交代企業の SIA 入会を SIA 事務局が遂行する。

- (1) ステアリングパートナーについては、正当な理由なくステアリングコミティミーティング(第10条に定める。以下同じ。)を1年に2回以上欠席した場合。
  - (2) スタンダードパートナーについては、正当な理由なく SIA 総会(第11条に定める。以下同じ。)を連続2回以上欠席した場合。
  - (3) 有識者会員は、学術関係者としての身分を喪失した場合。
3. 会員が解散、清算、特別清算、破算手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てを行い若しくは申立てをされたとき、又は支払不能となったときは、退会したものとみなす。但し、会員が吸収合併等による事由で解散する場合においては、会員の申し出に対し、ステアリングコミティの過半数の承認を得ることにより、その権利及び義務を新法人に移管することができるものとする。
  4. 理由の如何を問わず、会員は、SIA から退会した場合には、本規約に基づく権利のほか SIA の活動から取得した一切の権利を失うものとする(SIA 仕様の開示を受ける権利、SIA 仕様を利用する権利を含むがこれらに限られない。)
  5. 理由の如何を問わず、会員は、SIA から退会した場合であっても、第18条に定める秘密保持義務を引き続き負うものとする。
  6. 退会の場合は、支払い済みの入会金及び年会費の返金を行わない。

#### (会員の基本的責務)

##### 第8条

1. 会員は、本規約を遵守するとともに、SIA の活動に協力しなければならない。
2. 会員は、本規約に定める各々の役割を担うことができる代表者及び担当者を自己の役員又は従業員から選出し、所定の書面により SIA 事務局に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。
3. SIA の活動に伴って発生する会員の人件費等の諸経費は、各会員の自己負担とする。
4. 会員は、外部への公表用又は会員間の情報共有用に自己が作成する SIA に関するドキュメント類に対し、所定の SIA のロゴ及び名称を付すものとし、当該ドキュメント類に秘密情報が含まれる場合は、秘密である旨の表示を併せて付さなければならない。

### 第3章 組織

#### (SIA 事務局)

##### 第9条

1. SIA の運営及び全体活動に関する諸手続を行う機関として SIA 事務局を置く。
2. SIA 事務局は次の各号に定める事務を行う。

- (1) 会員の管理(募集、登録、変更、退会など)
  - (2) 入会申込書に基づいた入会者の登録
  - (3) ステアリングコミティミーティング及び SIA 総会の開催及び運営  
(但し、SIA 事務局は、事前に日時及び場所並びに会議の目的事項及び内容を会員に通知するものとする。)
  - (4) 分科会の開催及び運営
  - (5) その他、SIA の全体活動に関する庶務
3. SIA 事務局は、株式会社 SELTECH が行う。

(ステアリングコミティ)

#### 第10条

1. SIA の最高意思決定機関として、ステアリングコミティを置く。
2. ステアリングコミティは、ステアリングパートナーにより構成される。
3. ステアリングコミティミーティングは、月1回開催し、ステアリングパートナーの過半数の出席(代理出席、委任状を含む)により成立する。
4. ステアリングコミティの議事は、出席ステアリングパートナーの議決権の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、理事長(第13条に定める。)の決するところによる。

(SIA 総会)

#### 第11条

1. 会員の全体会議として、ステアリングコミティの発意により SIA 総会が招集、開催される。
2. SIA 総会においては、SIA の活動に関する報告その他の意見交換を行う。
3. SIA 総会を招集する場合、SIA 事務局は、事前に日時及び場所並びに会議の目的事項及び内容を会員に通知するものとする。

(分科会)

#### 第12条

1. ステアリングコミティの決定に基づき SIA に分科会を課題毎、地域毎及び国毎に設置することができる。
2. 各分科会は、その活動の円滑な推進を図るため、ステアリングコミティが承認する場合には費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

## 第4章 役員

(役員)

第13条

SIA に次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長若干名

(理事長及び副理事長)

第14条

1. 理事長は、SIA を代表し、会務を総括する。理事長は、ステアリングパートナーの中から、ステアリングコミティが選任する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長不在時において、その会務を代行する。副理事長は、ステアリングパートナーの中から、ステアリングコミティが選任する。

(任期)

第15条

1. 役員任期は原則として2年とする。但し、再任することができる。
2. 任期途中の交代は、ステアリングコミティの2/3以上の承認を必要とする。

(報酬)

第16条

役員はいずれも無報酬とする。

## 第5章 その他

(広報活動)

第17条

1. SIA が SIA の活動に関するニュースリリースを行う場合、その内容及び日程について、予め会員に通知およびステアリングコミティの2/3以上の賛成を得た上で、SIA 事務局がこれを行う。会員はその前に独自にニュースリリースを行わない。
2. 前項の規定は、前項に基づくニュースリリースが行われた内容について、その後、に会員が独自にニュースリリースを行うことを妨げるものではない。
3. ステアリングパートナー及びスタンダードパートナーは、SIA の活動に関する広報活動 (WEB ページなど) を積極的に行う。
4. SIA 事務局が SIA の活動をプロモーションするために、プロモーション媒体、映像の制作等を行う場合、ステアリングパートナー及びスタンダードパートナーはこれ

に参加できるものとする。なお、この場合の費用は参加者が均等に負担するものとする。

5. 会員の商号は、SIA が管理運営しているホームページ(以下「SIA ホームページ」という。)に掲載される。
6. 会員が作成する提案資料、発表資料の類に、他の会員の情報(識別名、略称、ロゴなどを含むが、これ以外の方法でも特定できる手法一切を含む)を含む場合は、当該部分を、開示する1週間前に SIA 事務局に提示し、承認を受けなければならない。但し、資料に記載する当該会員の情報が、開示1週間前までに SIA ホームページに掲載されている情報のまま一切の追加削除がない場合は、SIA 事務局への提示及び承認を受ける必要はない。

(秘密保持)

## 第 18 条

1. 本規約において「秘密情報」とは、以下の各号のいずれかに該当する情報をいう。
  - (1) SIA 仕様
  - (2) ステアリングコミティミーティング議事録、SIA 総会議事録、分科会議事録及びこれらの会議に提供された資料(但し、秘密情報として指定を解除したものを除く。)
  - (3) SIA の活動において、会員間で開示・提供された情報のうち、秘密である旨の表示がなされているもの。
  - (4) SIA の活動において、会員間で開示・提供された情報のうち、口頭で開示された情報であって、開示時に開示当事者から秘密である旨を指定して開示され、開示後 14 日以内に当該情報が書面化され、秘密である旨の表示を付して提示されたもの。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報から除外する。
  - (1) 受領又は知得した際、既に自己が所有していたことを証明できる情報
  - (2) 受領又は知得した際、既に公知公用であった情報
  - (3) 受領又は知得した後、自己の責によらず公知公用となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を伴わずに取得したことを証明できる情報
  - (5) 相手方の秘密情報によらずに独自に開発したことを証明できる情報
3. 会員は、秘密情報を善良なる管理者の注意をもって適切に管理し、第三者に開示してはならない。また、会員は、秘密情報を以下の目的のみに使用するものとし、当該目的以外に使用してはならない。

- (1) ステアリングパートナー： 第3条第1項各号の活動の目的及び SIA 製品の開発・製造の目的
- (2) スタンダードパートナー： 第3条第1項第1号の活動の目的及び SIA 製品の開発・製造の目的
- (3) 有識者会員： 第3条第1項各号の活動の目的
- 4. 会員は、秘密情報に接触できる者を、SIA における活動及び SIA 製品の開発を行うために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員に限定するとともに、当該役員及び従業員に対して、本契約の規定を遵守させなければならない。
- 5. ステアリングパートナー及びスタンダードパートナーは、SIA 製品の開発・製造に関し、自社内保有のリソースで開発・製造できず、外注先企業(当該外注先企業による再外注を含む。以下同じ。)を利用する場合、以下の各号の条件を満たすことにより、当該外注先企業に対して、第1項第1号及び第2号の秘密情報を再開示して、使用させることができるものとする。なお、第1項第3号及び第4号の秘密情報の再開示については、当該秘密情報の開示当事者の承諾を得るものとする。
  - (1) 外注先企業への再開示に当たっては、ステアリングコミティの2/3以上の承認を必要とする。
  - (2) 外注先企業の役員及び従業員に対して、自ら又は再外注の場合は外注先企業をして、本契約に基づき自己が負うのと同等の義務を課し、その履行につき責任を負わなければならない。
- 6. 会員は、秘密情報の開示当事者から要請があった場合又は SIA を退会した場合は、秘密情報が含まれる一切の物件を直ちに SIA 事務局に返還し、又は SIA 事務局の指示に基づいて復元不可能な状態で破棄するものとする。
- 7. 会員は、SIA に参加している期間中はもちろん、退会後においても、退会の日から5年間、前三項の義務を負う。
- 8. 本条の規定は、SIA の個別の活動において、会員間において必要に応じて秘密保持契約を締結することを妨げるものではない。但し、当該契約において、第1項に定義する秘密情報に関する本条の義務を軽減又は排除してはならないものとする。
- 9. 自己の責に帰すべき事由により本条の義務に違反し、SIA 又は他の会員に損害を与えた場合、損害を被った会員に対して損害賠償責任を負うものとする。

(不可抗力)

## 第 19 条

天災地変、戦争、暴動、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、輸送機関の事故その他の不可抗力により生じた SIA における自己の諸活動についての遅滞



又は不能について、会員は相互に責を負わないものとし、その措置については関係当事者間で協議の上で決定するものとする。

(定めなき事項)

#### 第 20 条

SIA の運営に関して本規約に定めのない事項は、ステアリングコミティが定める。  
なお、本規約に変更又は追加などが必要とステアリングコミティの2/3以上の賛同が得られた場合は、変更又は追加を可能とする。変更又は追加された規約は、速やかに会員に SIA 事務局が配布する。配布を受けた会員は、これに従う義務を負い、賛同できない場合は、速やかに退会する。

付則 本規約は、平成29年3月1日より施行する。